

報道機関各位

令和7年（2025年）12月11日（木）15時00分配付

タイトル	水痘注意報の発令について								
配付資料	水痘注意報の発令について								
内容 (目的・趣旨)	<p>【概要】</p> <p>定点医療機関あたりの水痘患者数が、岩内保健所において注意報レベル（1人）に達したため、別紙「水痘注意報の発令について」のとおり発表します。</p> <p>1. 発令場所 岩内保健所管内 4町村（共和町・岩内町・泊村・神恵内村）</p> <p>2. 水痘患者受診数 調査期間 2025年第49週 （令和7年12月1日（月）～12月7日（日）） 岩内保健所 定点あたりの患者数 1.00人</p> <p>3. 対応 ホームページなどを通じ、手洗い、マスクの着用や咳エチケットの励行や予防接種などによる水痘の感染予防を呼びかけています。 ※住民に広く周知されるよう報道いただきますようお願いいたします。</p>								
参考									
報道解禁	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<table border="1"> <tr> <td>テレビ・ラジオ・インターネット</td> <td>月 日（ ）</td> <td>時以降</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>月 日（ ）</td> <td>刊以降</td> </tr> </table>	テレビ・ラジオ・インターネット	月 日（ ）	時以降	新聞	月 日（ ）	刊以降	
テレビ・ラジオ・インターネット	月 日（ ）	時以降							
新聞	月 日（ ）	刊以降							
報道（取材）に当たってのお願い									
他のクラブとの同時発表	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり								
担当窓口	後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室 健康推進課長 木村 章子 〒045-0022 岩内郡岩内町字清住 252 番地 1 TEL : 0135-62-1537 FAX : 0135-63-0898								

水痘注意報の発令について

令和7年（2025年）12月11日（木）15時00分

北海道岩内保健所

（北海道後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室）

電話：0135-62-1537

北海道では「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、2025年第49週（令和7年12月1日～令和7年12月7日）において、岩内保健所管内の定点医療機関1カ所あたりの水痘患者報告数が、注意報基準である1人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、岩内保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 水痘とは

水痘は、水痘・帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって（痂皮化）治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

2 水痘の感染予防

ウイルスは飛沫感染や空気感染をするため、感染を防ぐには患者との接触を避け、手洗い、マスクの着用などの咳エチケットを徹底することが重要です。また、予防接種により発症や重症化を予防することができます。

水痘ワクチンは、生後12月から生後36月に至るまでの間に2回の接種が推奨されており、平成26年10月より定期接種（無料）を行っています。

また、学校保健安全法施行規則により、発症した場合は、すべての発疹が痂皮化するまで出席停止と定められています。

なお、既に患者との接触が起きてしまった場合でも、できるだけ早く（少なくとも72時間以内）に、ワクチンを緊急接種することや、発症前に抗ウイルス剤を予防内服することにより、発症や重症化の予防が期待できるため、医師に相談して下さい。

3 最近5週における定点医療機関からの水痘患者報告状況

（表示は、「報告人数（一定点あたり報告人数）」）

	第45週 (11/3～11/9)	第46週 (11/10～11/16)	第47週 (11/17～11/23)	第48週 (11/24～11/30)	第49週 (12/1～12/7)
岩内保健所	0 (0.00)	0 (0.00)	3 (3.00)	0 (0.00)	1 (1.00)※
全道	25 (0.25)	52 (0.51)	35 (0.35)	49 (0.49)	- (-)
全国	533 (0.23)	690 (0.29)	710 (0.3)	- (-)	- (-)

※第49週の患者報告数は速報値。

全道の水痘流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL : <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

4 水痘注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<水痘の注意報・警報レベル>

	注意報レベル	警報レベル	
	基準値	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数 (人)	1	2	1

なお、定点医療機関からの報告数が終息基準値未満に下がり次第、警報及び注意報は解除となります。